

平成25年度の大雪による死者の**75%**は高齢者
69%は除雪作業中でした (年齢65歳以上)

一人での除雪作業は危険です！ 地域一斉の雪下ろしなど 除雪は必ず2人以上で！

- 屋根からの転落による死者41%
→ **安全帯・命綱とヘルメット、すべりにくい靴(厚底は避ける)を着用しよう！**
→ **命綱は使う前によく点検！**
→ **スノーダンプは小回りのきくものを使おう！**

- 屋根からの落雪による死者17%
→ **新雪や晴れの日雪のゆるみに注意！**
→ **携帯電話を持って！**
→ **家族・隣近所に声をかけてから！**

- 除雪機に巻き込まれた死者5%
→ **雪詰まりの処理はエンジンを切ってから！**

- 水路への転落による死者10%
→ **水路への雪捨ての最中滑らないように注意！**

- 屋根からの転落事故の32%は、はしごから
→ **はしごは必ず固定！**
→ **はしごから屋根への移動時は特に注意！**

- 転落死者のうち51%が地面に強打
→ **建物の周りに雪を残して雪降ろし！**

- 除雪作業中の発作による死者8%
→ **疲労時は作業しない！**

- 転落死者のうち60%が1階の屋根から
→ **低い屋根でも油断しない！**

各死者数の比率は平成22年度調査(内閣府・国土交通省)による

命を守る除雪中の事故防止10箇条

- ✓ 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- ✓ 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- ✓ 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで！
- ✓ はしごの固定を忘れずに！
- ✓ エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- ✓ 低い屋根でも油断は禁物！
- ✓ 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- ✓ 面倒でも命綱とヘルメットを！
- ✓ 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- ✓ 作業のときには携帯電話を持っていく！

空き家の除雪が行われず、危険な状態になっている場合には、法律*の定めに基づき市町村長の判断で雪下ろしを行うことが可能です。お困りの際は市町村に問い合わせ下さい。

*災害対策基本法第64条第1項

作成 : 内閣府(防災)普及啓発・連携担当 03-3502-6984 / 国土交通省国土政策局地方振興課 03-5253-8404

「雪害対策のページ」 <http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

「豪雪地帯対策のページ」 http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html